平成31年度の主な変更点

1 建築物バリアフリー条例で新たに定めた宿泊施設の一般客室の基準に適合する客室整備等を 新たに補助対象とします。 また、条例で定める望ましい基準(努力義務)を満たす一般客室を 整備した場合は、補助率を9/10に引き上げます。

建築物バリアフリー条例の宿泊施設における一般客室の基準

- <客室内の基準>
 - ·客室の出入口幅 80cm以上
 - ·客室内の便所及び浴室等の出入口幅 70cm以上(※努力義務規定75cm以上)
 - ・客室内に階段又は段を設けないこと
- <共有部の基準>
 - 各客室までの経路に階段又は段を設けない

【平成31年度】

補助率 4/5 補助限度額 4,200万円 (浴室等の出入口幅75㎝以上) 補助率 9/10 補助限度額 4,800万円

2 車いす使用者用客室の整備に対し、補助率・補助限度額を拡充します。

【例】車いす使用者用客室を1室新たに整備する場合

【**平成30年度**】(改修規模1,000㎡未満) 補助率 2/3 補助限度額 3,000万円



【平成31年度】

補助率 4/5 補助限度額 4,200万円 (客室出入口の有効幅90㎝以上) 補助率 9/10 補助限度額 4,800万円

3 バリアフリー化するための備品購入についての補助率・補助限度額を拡充し、補助対象となる 備品を分かりやすく整理しました。

「例」補助対象となる備品

- ・車いす(貸出し用)・シャワーチェアー・手すり・屋内信号機・電動ベッド・移乗台
- ノックセンサー(客室に設置しノックすると光る) ・筆談機能搭載タブレット等

【**平成30年度**】(改修規模1,000㎡未満) 補助率 2/3 補助限度額 270万円



【平成31年度】

補助率 4/5 補助限度額 320万円









電動リクライニングベッド

※以下に掲載されている施設整備や備品購入について補助対象とします。

「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(追補版)」 「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(平成31年3月29日公表)

補助金の制度説明の実施について

東京都宿泊施設バリアフリー化促進セミナー内で、「宿泊施設バリアフリー化支援補助金」の 事業説明を実施します!(申請に当たりセミナー参加は必須ではありません)